資料 - 5

平成20年4月25日国土交通省防災会議

噴火警報開始に伴う国土交通本省の防災体制の改正について

これまで国土交通本省においては、火山災害時における防災体制の目安として緊急火山情報及び臨時火山情報を用いてきたところ、昨年12月1日より気象業務法の一部を改正する法律が施行され、気象庁においては新たに噴火警報等の発表を開始し、同時に従来の緊急火山情報及び臨時火山情報を廃止することとなった。

このことに伴い、「災害時等における国土交通本省の防災体制について」(平成 16 年 5 月 24 日、国土交通省防災会議決定)中の火山災害時における防災体制について、下記のとおり改正する。

記

		修正(案)	現行
	注意	・気象庁が噴火警報(火口周辺)のうち「入山 規制又は入山危険」を発表した場合 ・地方整備局等が注意体制をとった場合	・気象庁が <u>臨時火山情報</u> を発表した場合・地方整備局等が注意体制をとった場合
火山災害	警戒	・気象庁が<u>噴火警報(居住地域)</u>を発表した場合・社会的影響を及ぼす火山災害が発生し、 又はそのおそれがある場合・地方整備局等が警戒体制をとった場合	・気象庁が <u>緊急火山情報</u> を発表した場合 ・社会的影響を及ぼす火山災害が発生し、 又はそのおそれがある場合 ・地方整備局等が警戒体制をとった場合
	非常	・社会的影響が大きい大規模な火山災害が発生し、又はそのおそれがある場合 ・地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合	・社会的影響が大きい大規模な火山災害が 発生し、又はそのおそれがある場合 ・地方整備局等が非常体制をとり、重大な被 害が発生又は発生のおそれがある場合

噴火警報と噴火警戒レベルの運用開始一火山情報の改善一

~平成19年12月1日より~

噴火警報及び噴火予報の運用

- ・技術の進展、監視・観測体制の充実による噴火予測技術の向上を踏まえ、 これまでの火山情報を噴火警報及び噴火予報として発表
- ・警報化により住民等へ迅速かつ確実な伝達等を担保

噴火警戒レベルの導入

- ・火山活動の状況について、とるべき防災対応に応じて区分
- ・「避難」、「避難準備」、「入山規制」等の防災行動を示すキーワードを付して発表

全国108の活火山全てに対して噴火警報及び噴火予報を実施



噴火警戒レベル(18の火山で導入)

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火	居住地域 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるい は切迫している状態にある。
火警報		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
火口周	火口から居住地 域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
周辺警報	火口 周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には 生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると 予想される。
噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等 が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が 及ぶ)。

噴火警戒レベル導入火山(H20年4月現在、18山)

樽前山、北海道駒ケ岳、岩手山、吾妻山、草津白根山、浅間山、御嶽山、 富士山、伊豆大島、三宅島、九重山、雲仙岳、阿蘇山、霧島山(新燃岳、御鉢)、 桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

※このほか、防災対策を必要とする火山について、地元の地方公共団体 等との調整を進め、順次導入していく予定。

気象庁発表の従来の火山情報と噴火警報との対応表

・噴火警戒レベル導入火山

y fi	火山情報		火山活動度 レベル	
	緊急火山情報	5	極めて大規模な噴火活動等 火活動等 広域で警戒が必要	
		4	中 ~ 大規模職火活 動等 火口から離れた地域に も影響の可能性があり、 警戒が必要	
	臨時火山情報	3	小 ~ 中規模噴火活 助等 火山活動に十分注意す る必要がある	
	火山		やや活発な火山活動 火山活動の状態を見 守っていく必要がある	
	間機	1	静穏な火山活動 噴火の兆候はない	
		0	長期間火山の活動 の兆候がない	



対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
居住地域及び	レベル5 (遊難)	居住地域に重大な被害を及ぼ す噴火が発生、あるいは切迫 している状態にある。
それより火口側	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
火口から居住地 域 近〈までの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から 少し離れた所ま での 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)噴火が発生、ある いは発生すると予想される。
火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火 口内で火山灰の噴出等が見ら れる(この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)。

・噴火警戒レベルを導入していない火山

火山 情報	
緊急火山情報	極めて活発 (説明1)噴火した場合、居住区に影響が及 ぶ現象が発生、又は予想される場合 (説明2)火山現象による災害から人の生命 及び身体を保護するため必要があると認 める場合
臨時火山情報	活発 (説明1) 噴火した場合でも居住区に影響しない程度の現象が発生、又は予想される場合 (説明2)火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合
火山観測情報	やや活発 火口周辺までで影響がとどまると認める場合 静穏 噴火しても影響範囲が火口近傍でとどまると認める場合

=		
人体的	予報及び 警報の 名称	対象範囲を付した 警報の呼び方
的な防災対	噴火 警報 噴火予報	噴火警報(居住地域*) (略称) 噴火警報
心が分かり		噴火警報(火口周辺) (略称)
あいように改善		火口周辺警報

対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
居住地域* 及びそれより 火口側	居住地域*及びそれより火口側 の範囲において厳重に警戒 (居住地域厳重警戒*)	居住地域*及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火口から居住地 域 近〈までの広い 範囲の火口周 辺	火口から居住地域*の近くまで の広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域*の近くまで 重大な影響を及ぼす(この範囲 に入った場合には生命に危険 が及ぶ)程度の噴火が発生、あ るいは発生すると予想される。
火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に 危険が及ぶ)程度の噴火が発 生、あるいは発生すると予想さ れる。
火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火 口内で火山灰の噴出等が見ら れる(この範囲に入った場合に は生命に危険が及ぶ)。

を 居住地域が不明確な場合は山麓と記載